

【組合員用】

# 令和6年能登半島地震 応急仮設木造住宅建設の 「協力者名簿」に登録を お願いします

今年1月1日（月・祝）午後4時10分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6、最大震度7を観測した令和6年能登半島地震が発生しました。発生から20日以上経ちますが、その全容はいまだ把握されておらず、各種メディアでは、連日甚大な被害が報じられ、今もなお、停電や断水が続き、多くの方が避難所に身を寄せられています。地震により、被害に遭われた多くの皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、皆さま方の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

島根建連が加盟する全建総連とJBNが設立した全木協は、各都道府県と大規模災害時に応急仮設木造住宅を建設する災害協定の締結を進め、島根県とは令和2年3月16日に災害協定が締結されました。全木協は災害協定に基づき、これまでに東日本大震災584戸、熊本地震663戸、西日本豪雨災害250戸、台風19号被害を受けた長野市53戸、熊本豪雨災害では612戸を建設するなど、自治体関係者、被災者より感謝の言葉をいただいています。

つきましては、この度能登半島地震に関する応急仮設木造住宅建設に従事していただける方の「協力者名簿」を作成することとなりました。これは、協力者名簿に掲載された方全員の就労をお約束するものではありません。申込み時点において、就労意思のある方を集約するための名簿となります。後日人数調整等が行われ、日程等が重なる場合は、就労できなこともございます。予めご了承ください。

応急仮設木造住宅建設は多くの建築大工の働き手が必要となり、全木協の行う事業には、全建総連の組合員でなければ参加することができません。皆さまのご理解とご協力のもと、まずは協力者名簿へのご登録をお願いいたします。

今回の災害では、全木協としましても過去最大規模の建設戸数になることが予想されています。被災者の方々の負担を軽減するために、避難所から速やかに木造の応急仮設住宅に移れるよう、島根建連組合員の皆さま方の格段のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

## 1. 協力者名簿登録について

- (1) 「登録用紙」及び「事前確認書」(健康告知)に必要事項をご記入のうえ、組合員は、所属支部へご提出ください。なお、健康告知は、持病があるからという理由で就労を妨げるものではありません。
- (2) 申込みは随時受け付けています。

## 2. 就労期間について

- ・令和6年4月1日(月)～5月25日(土)まで  
※就労日時は決まり次第ご連絡します。  
※工程表(大工工事の初日)は確定次第お知らせします。

## 3. 賃金について

- ・日額2万6000円

## 4. 労働時間について

- (1) 始業時間：午前8時～終業時間：午後6時(朝礼・終礼あり、昼食60分、午前休憩30分、午後休憩30分)。
- (2) 1日8時間または週40時間を超える労働時間には残業代が発生します。
- (3) 週に一度は休日があります。なお、この度働き方改革と現場監理改善の一環として、日曜日を休工(法定休日)にすることとなりました(但し、状況により日曜日に就労する場合あり)。

## 5. 就労場所(予定)について

- ・石川県輪島市内

## 6. 就労条件等について(注意点)

- (1) 島根建連組合員に限ります。
- (2) 職種は建築大工です(実務経験3年程度以上。在来軸組木造住宅建設経験者が望ましい)。
- (3) 「原則1週間以上」就労できる方となります。
- (4) 年齢制限はありません。
- (5) 宿泊場所は金沢市内のビジネスホテル等が確保されています(消防や警察、インフラ復旧等の作業員の宿泊についても、金沢市以北の確保が困難であるため、金沢市内を拠点としています)。部屋のタイプはシングルまたはツインとなります。なお、原則、現地(輪島市内および七尾市内のホテル・旅館)の相部屋となっています。希望者には、金沢市内のビジネスホテル(シングル)が用意されますが、移動時間が片道2時間30分程度かかります。その他、石川県内等の知人宅、車中泊を選択することができます。
- (6) 移動時間については現状、金沢市内から輪島市内まで片道で2時間半程度以上が見込まれるため、労働時間については臨機応変に対応できるよう、主幹事工務店

と調整が図られています。2月以降、道路の復旧等により、時間短縮も想定されています。

- (7) 石川県、国土交通省等では、災害復旧関係者の移動時間を短縮するため、七尾市や穴水市などに、簡易宿泊施設の建設や被災したホテル等の集中的な復旧による活用も検討されています。
- (8) 車での現場移動に際しては、雪への対応も必要となります。スタッドレスタイヤの装備、タイヤチェーンの携行をお願いします。
- (9) 労働協約書において交通費及び宿泊費は、主幹事会社が負担することとなっています。組合員の往復交通費、宿泊費に関する詳細は、労働協約書に記載されています。詳しくは所属組合までお問い合わせください。

#### 7. 持参する大工道具一式について

大工道具一式は、熊本地震や平成30年7月豪雨における応急仮設木造住宅建設を参考にされたものです。追加等がある場合は追ってご連絡させていただきます。

##### 【必須】

ヘルメット、かなづち、インパクトドライバー、充電丸鋸(有線でも可)、脚立(屋内作業用6尺)、安全带、作業着、靴(安全靴、作業靴、室内用の上履き靴)、作業用手袋、釘打ち機(エア用:50・65・75・90用 N釘対応)、ボードビス打ち機(エア用)、ボード用集塵丸鋸、定規(ボード等カット時使用)、電気コード、エアホース、電気ドリル、キリ24mm座堀り付、さげふり、ノミ。

※コンプレッサーは現場での貸出を予定されていますが、供給個数の不足もあり得るので、可能な限り各自でご持参下さい。

※持参した大工道具類の使用による破損の他、貸与・紛失・盗難等による被害に関して、全木協(全建総連、JBN、木造仮設住宅の主幹事・幹事各工務店)は責任を負いかねますので、自己管理と自己責任の徹底をお願いします。

#### 8. 労働者契約の締結について

就労者は、就労初日に主幹事会社・タカノホーム(株)が作成した「労働契約書」に署名し、労働契約の締結となります。労働契約書の中には、就業規則に定める規則の遵守や職責の遂行、36協定の労働代表者の信任、所得税が乙欄課税での控除となることが記載されます。

#### 9. CCUSの技能者登録と現場での就労履歴について

就労者のCCUS登録を原則として、現場での就労履歴蓄積を行う準備が進められています。従来でしたら、全木協での応急仮設木造住宅建設の就労者の賃金については、CCUSのレベル判定を活用した「レベル別賃金」(別紙2「基準賃金額について」参照)で実施されています。しかしながら、今回については、全建総連・JBNが協議を行い、遅延なく建設を進め、被災者を含む就労者を確保するため、レベル別賃金が凍結

され、一律2万6000円の賃金日額が適用されました。今後の対応も含めて、出来る限りCCUSへの技能者登録をお願いします。

修正版 2024. 3. 6